

12 明治はじめの京都の薬事政策

— 調剤資格の施策をめぐって —

○小野尚香・多田羅浩三

薬は明治期に入ってはじめて、実質的に官事の対象となった。西洋医学を基盤とした衛生制度を構築していくという政策方針は、薬と薬を扱う人にも及んだのである。洋薬を軸とした薬事制度の指針は、明治六年五月に文部省によって具申された「薬剤取調之法」と明治七年八月に制定された「医制」にみることができる。両者は、薬品管理、調剤資格者さらに医薬分業制などについて規定されたものであった。

中央が法制化に取り組まえるに、地方レベルで新しい施策がみられた。京都に府の施設として舎密局が設置されたのは、明治三年十二月である。舎密局の事業は、輸入薬品を主とした検査、薬の製造、それに対する知識と技術教育、さらに薬の製造・調剤者の資格審査を包括す

るものであった。

京都府は、薬の専門職を、明治五年五月制定「薬物商業規則」の中で次のように定めた。

通薬業ハ国産舶来天然人造ノ薬物検明ノ品其尽売買取扱可致者

合薬業ハ上ニ記載スル薬物ヲ販グハ勿論或ハ諸薬ヲ化合シ或ハ医ヨリ病家ヘ記シ与フル方箋ヲ調合煉製シ販ク者

「合薬業」には薬の化合と調剤が認められ、その資格診査と許可は、舎密局においてなされた。調剤資格の嚆矢とみることができよう。また明治六年三月制定の「毒物薬発兌條則」において、「合薬業」には、毒物薬品を製造し、私的に売却することが認められた。従来の薬業者は「通薬業」として認知され、その権限を「検明の品」の売薬にとどめたのである。つまり「合薬業」を技術者とするならば、「通薬業」は商人として性格づけたといえる。調剤資格を誰がもつかという国家の規定は、「薬剤取調之法」にはじめて記され、「医制」に引きつがれた。「薬舗主」という名称で表された調剤資格は、試験による免

許制、その上での政府による許可制を軸としたものであった。

「医制」の主旨をうけて、京都は明治七年十二月「医務条件」を作成、明治八年三月に布達した。「薬舗主」試験については、「自今薬舗主タランコトヲ願フモノハ左ノ試験ヲ経テ免状ヲ受クヘシ」と定められ、七月に実施された。試験科目は、算術、物理学化学大意、薬剤学大意、処方学大意であった。

それまでに育成されつつあった薬事の専門職は、この試験で統合され、明治八年四月、「合業及ヒ製薬者ヲ併セ更ニ薬舗ト称セシコト且其舗主タラント欲スル者ハ試験ヲ経テ免状ヲ受ケシム」と達せられた。

調剤の専門施設として合業会社アポテーキが試案されたのは、「医制」発布以前の明治六年九月である。当時医務局長長与専齋が来京し、合業会社の方針について協議している。

明治七年九月に示された「京都合業会社ヲ建ル趣意書」には、医薬分業を基本として、「西洋のアポテーキ」を模倣して良質で安価の薬を提供することの必要性が示され

た。また「京都合業会社規則」には、専門家をむかえ、また株式制を導入して、基本的に商業ベースで運営されることが申し合わされたのである。また教育部門を開き、調剤者を養成した。この会社は、府の全面的な協力によって支えられ、その稼働を阻む医師の「くすし」の慣習に対しても、病院や病人を通して医薬分業の取り組みが行われた。

京都において、調剤資格者の養成とその専門職の確立が推進された要因は、薬事という枠をこえて、京都が企図した近代化政策と織りなされたものであることが考えられる。特に衛生政策や勸業政策とは、一体となつたものであった。舍密局や合業会社では、事業を進めていくための設備、指導者、資金が整えられ、またそれに直結した教育が施された。

調剤資格者は、その基盤のもとに生まれ、育成されたのであった。そして明治はじめに展開された薬学技術の向上と医薬分業政策の軸として、その役割を果たしたのである。

(大阪大学医学部公衆衛生学教室)